

岩手県営建設工事請負契約書例文（【別添3】中間前金払に係る取扱いについて） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">【別添3】 中間前金払に係る取扱いについて</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 中間前金払の対象となる工事及び経費の範囲 中間前金払の対象となる工事の契約にあたっては、中間前金払と部分払のいずれかを選択させることとし、あらかじめ入札条件（別紙3）等において明示するとともに、落札後、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」（別紙4）を契約の相手方から提出させる方法により確認するものとし、その選択については、その後において変更することはできないものとする。なお、届出書において、部分払を選択している場合には、<u>別記第34条第3項及び第4項</u>については削除するものとする。</p> <p>8 [略]</p>	<p style="text-align: center;">【別添3】 中間前金払に係る取扱いについて</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 中間前金払の対象となる工事及び経費の範囲 中間前金払の対象となる工事の契約にあたっては、中間前金払と部分払のいずれかを選択させることとし、あらかじめ入札条件（別紙3）等において明示するとともに、落札後、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」（別紙4）を契約の相手方から提出させる方法により確認するものとし、その選択については、その後において変更することはできないものとする。なお、届出書において、部分払を選択している場合には、<u>別記第34条第4項及び第5項</u>については削除するものとする。</p> <p>8 [略]</p>
改 正 理 由	所要の整備。